

見 積 依 頼 書

令和 7 年11月26日

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局長野県情報通信部長 豊田 一徳

2 契約内容

(1) 件 名

通信施設雪氷除去等作業 1

(2) 条 件

仕様書のとおり

(3) 作業期間

令和 7 年12月22日（月）から令和 8 年 3 月13日（金）

(4) 仕様書配布・説明日時

令和 7 年11月21日（金）から令和 7 年12月 9 日（火）12時00分まで

3 見積りの方法

(1) 見積りは、契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 各項目毎の単価（税抜）に予定数量を乗じたものの合計金額に、当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した総価を記載すること。当該金額の 1 円未満の端数は切り捨てること。

(3) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、2 通以上提出された見積書

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件を全て満たし、当該参加者の見積価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、同価の見積が 2 者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい、「くじ引き」を実施する。

5 参加者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。

6 見積書の提出等

(1) 仕様書の交付場所及び問合せ先

場 所 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下692- 2 長野県庁10階

関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課経理係

電話番号 0 2 6 - 2 3 3 - 0 1 1 0

(2) 見積書の提出期限及び場所

ア 期 限 令和 7 年12月10日（水）12時00分 必着

イ 場 所 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下692- 2 長野県庁10階

(3) 見積書の提出方法

- ア 見積書は、持参、郵送又は電子メールで提出すること。
- イ 提出した見積書の引換、変更又は取消をすることは認めない。
- ウ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の代表者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を見積書に記入すること。

(4) 見積合わせ

- ア 見積合わせの結果は、契約の相手先と決定した事業者のみ連絡する。
- イ 見積書の提出期限までに見積書の提出がない場合、予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合、申込者が1者のみであった場合には、当部が選定した者へ再度又は追加して見積書を依頼することができる。

7 契約書類作成の要否

契約書を作成する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるの
で、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届出の日
本銀行指定金融機関へ振り込む。

見 積 事 項 書

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 作 業 件 名 | 通信施設雪氷除去等作業 1 |
| 2 | 作 業 場 所 | 仕様書のとおり |
| 3 | 作 業 期 間 | 令和 7 年12月22日（月）から令和 8 年 3 月13日（金） |
| 4 | 仕 様 書 | 仕様書説明時に交付する。 |
| 5 | 仕 様 書 説 明 日 | 令和 7 年11月21日(金)から令和 7 年12月 9 日(火)12:00まで |
| 6 | 仕様書説明場所 | 長野市大字南長野字幅下692- 2
関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課経理係 |
| 7 | 提 出 書 類 | ・見積書（別紙 1）
・誓約書（別紙 2）
・委任状（別紙 3）
委任状は、その他の記載に該当する場合のみ提出を要する。 |
| 8 | 見積書等提出期限 | 令和 7 年12月10日(水) 12:00 |
| 9 | 見積書等提出場所 | 長野市大字南長野字幅下692- 2
関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課経理係
(メールアドレス：nagano.CGA@npa.go.jp) |
| 10 | 見積書等提出方法 | 持参、郵送又はメールでの提出とする。
メールでの提出は、事項13で説明する押印省略による場合のみ可能とする。 |
| 11 | 見 積 金 額 | 各項目毎の単価（税抜）に予定数量を乗じたものの合計金額に、当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した総価を記載すること。当該金額の 1 円未満の端数は、切り捨てること。 |
| 12 | 見 積 書 の 宛 名 | 分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 |
| 13 | 見積書等の押印 | 見積書の社印及び代表者印は省略することができる。
この場合は、書類の代表者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を見積書等に記入すること。 |
| 14 | 契約書類作成要否 | 契約書を作成する。 |
| 15 | 契 約 保 証 金 | 徴収免除 |
| 16 | 支 払 方 法 | 各月終了後、当該月分に係る適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。 |
| 17 | 質 疑 | 令和 7 年12月 9 日(火)12:00までに行うこと。 |
| 18 | そ の 他 | ・見積書は別紙 1 を参考として作成すること。
・説明を受けるにあたって、事前に別紙 2 を提出すること。また写しは保管すること。
・別紙 3 は本社から支社への委任が必要となる場合には、必ず提出すること。（今年度既に提出している場合は、不要）
・仕様書は回収するので、見積書提出時に持参するか郵送すること。
・暴力団排除に関する誓約事項（別紙 4）を確認すること。
・最も安価な見積書を提出した業者は見積内訳書を提出すること。
・作業の全部再委託及び大部分を再委託することは禁止する。
・見積りは、仕様内容を下記担当者に確認し、見積もること。 |

連 絡 先 電話番号026-233-0110

(契約に関すること) 通信庶務課経理係 上島

(仕様に関すること) 通信施設課施設第三係 新井